

東京都市計画道路

補助線街路第109号線
(足立区北加平町～神明一丁目)

事業概要及び測量説明会

東京都第六建設事務所

今日の説明内容

1. 整備予定区間の状況について
2. 整備の概要について
3. 今後の事業の進め方について
4. 測量について

1. 整備予定区間の状況 について

整備予定区間の計画の位置付け

都内 約3,200km
区部 約1,760km

第一次事業化計画

(昭和56年度～平成2年度)

第二次事業化計画

(平成3年度～平成15年度)

第三次事業化計画

(平成16年度～平成27年度)

第四次事業化計画

(平成28年度～平成37年度)

補助第109号線の今回整備予定区間

優先整備路線に選定

補助109号線の整備状況

- 起点：台東区浅草七丁目、終点：足立区神明三丁目、延長10km。
- 環七通り南側は、都道「川の手通り」であり、区部東部を南北方向に結ぶ広域的な幹線道路。
- 今回の整備予定区間の南側は、完成、もしくは、一定の幅員が確保された概成区間。



: 完成区間

: 概成区間

: 未着手区間

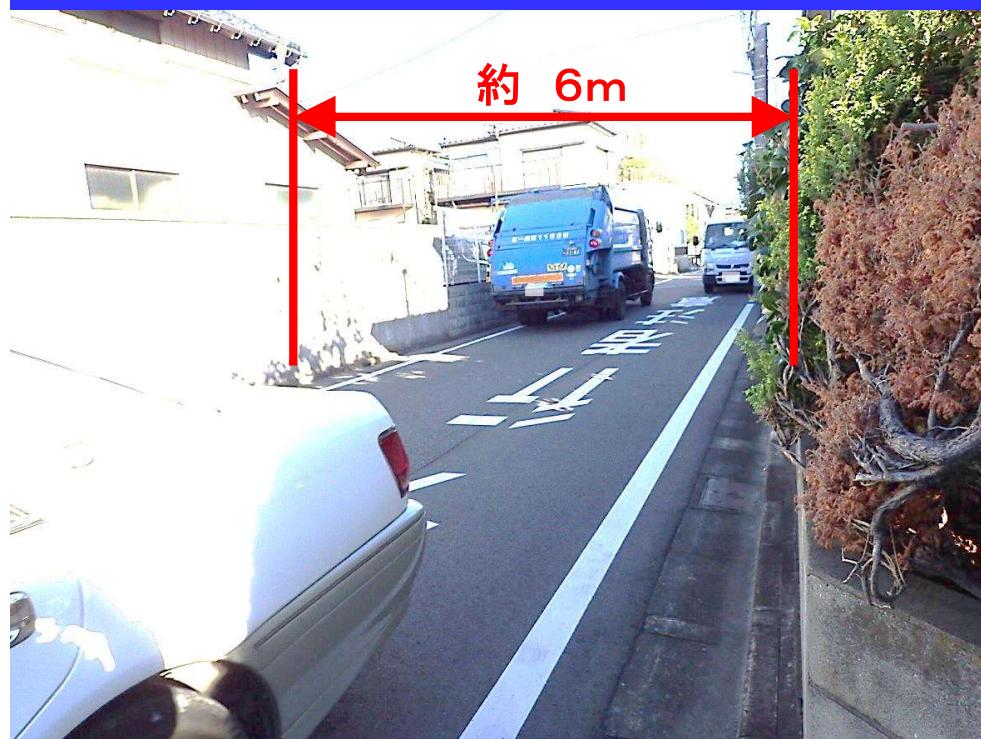
整備予定区間周辺の概況



整備予定区間の現在の道路状況 ①

- 地域を南北方向に繋ぐ道路で、周辺の交通混雑を避けて流入する通過交通も多い。
- 現道の幅員は6m程度と狭く、路上に電柱もあり、スムーズに車の往来ができない状況。
- 歩行者と車が非常に接近して通行しており、交通の安全性に課題。

現在の道路状況



人や車のすれ違いの状況



整備予定区間の現在の道路状況 ②

- 整備予定区間の起点側は、交差点がクランクの形状となっており、車の通行に支障をきたしている。
- 花畠川の横断部は、橋梁が未整備の上、南側の河川沿いの区道が一方通行であり、利用しやすいルートとなっていない。

整備予定区間の起点側の状況



花畠川付近の状況



2. 整備の概要について

整備区間の平面図

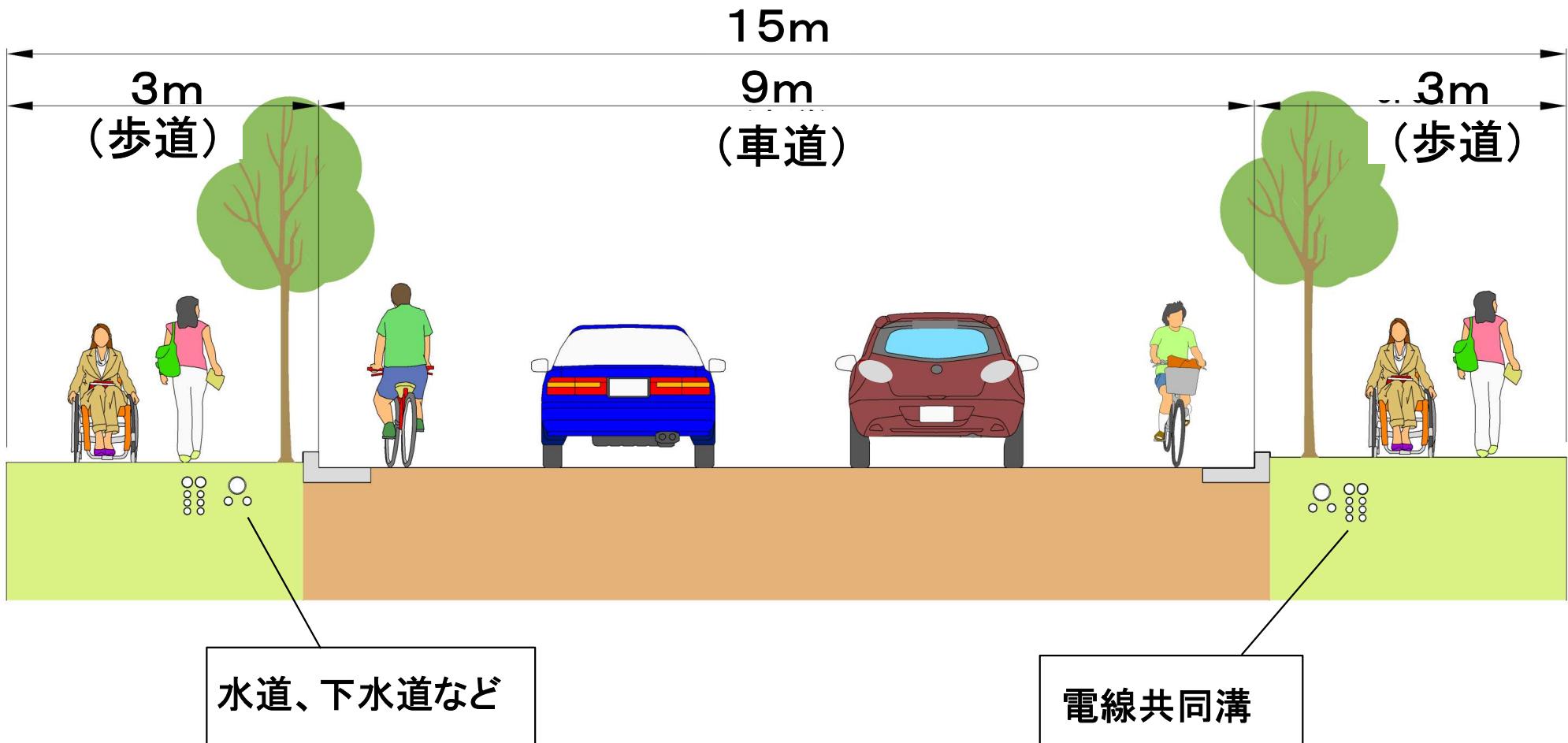
狭い現道を拡幅整備し、花畠川には新設橋梁を架橋



※点線内側の地域の皆様に、本説明会の案内をお配りしております。

都市計画線の位置や道路整備内容を具体化するため、測量・調査を実施

標準横断図（イメージ）



※道路構造は、今後、交通管理者（警視庁）とも協議しながら、
決定してまいります。

整備効果

1. 交通の安全性向上

- ・ 狹い現道を拡幅し、十分な幅員が確保された車道とその両側に歩道を整備することで、人も車も、安全で安心して快適に通行できるようになります。

2. 地域の防災性向上

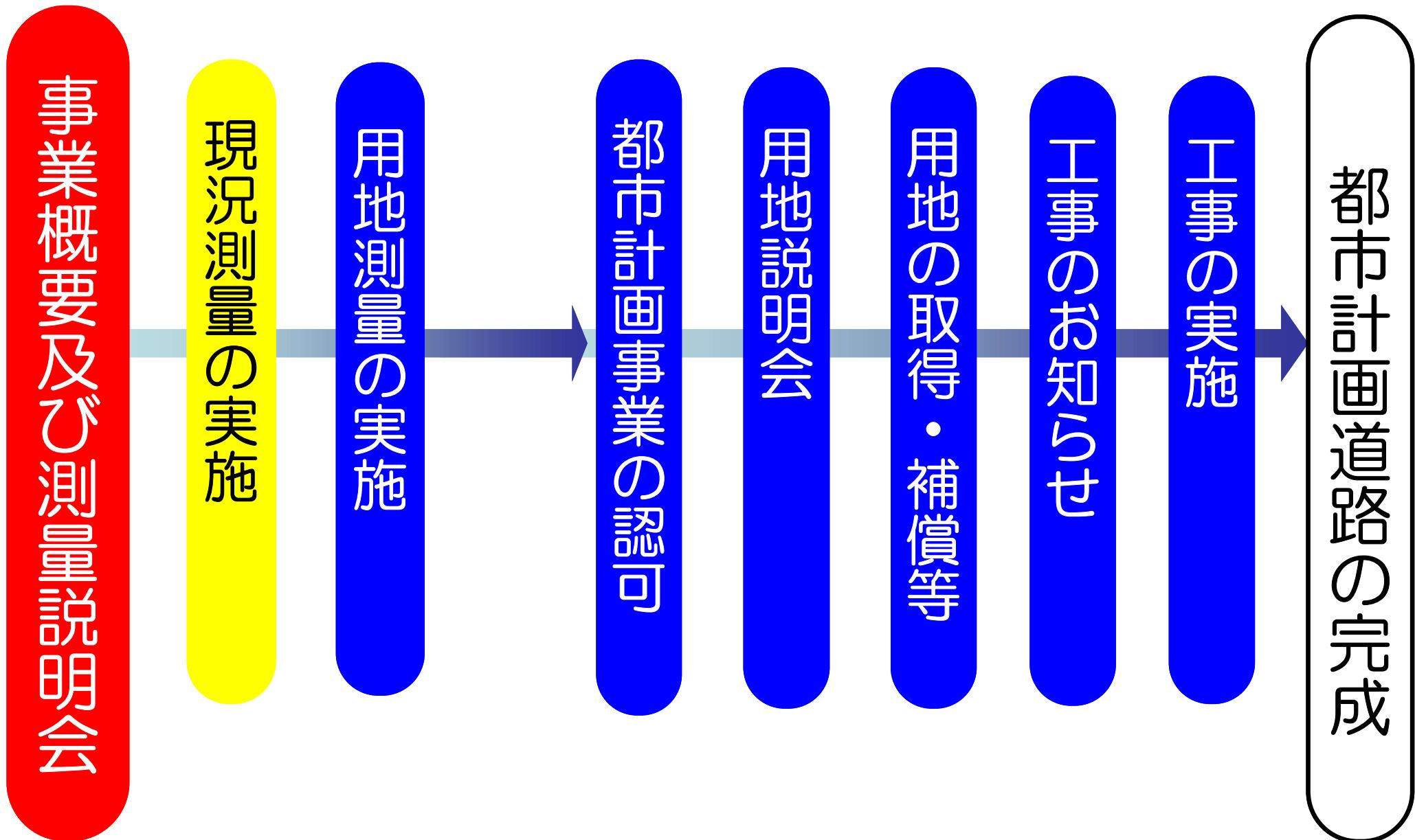
- ・ 道路空間の確保により、延焼遮断帯が形成され、震災時などにおける大規模な火災に対し、地域の防災性が向上します。
- ・ 電線共同溝を整備し、電柱倒壊を防ぐことで、災害時における物資輸送路や安全な避難路が確保されます。

3. 地域の利便性向上

- ・ 交通が分散し周辺道路の混雑が緩和されることや、広域的な都道である「川の手通り」に繋がることで、車の移動の利便性が向上します。

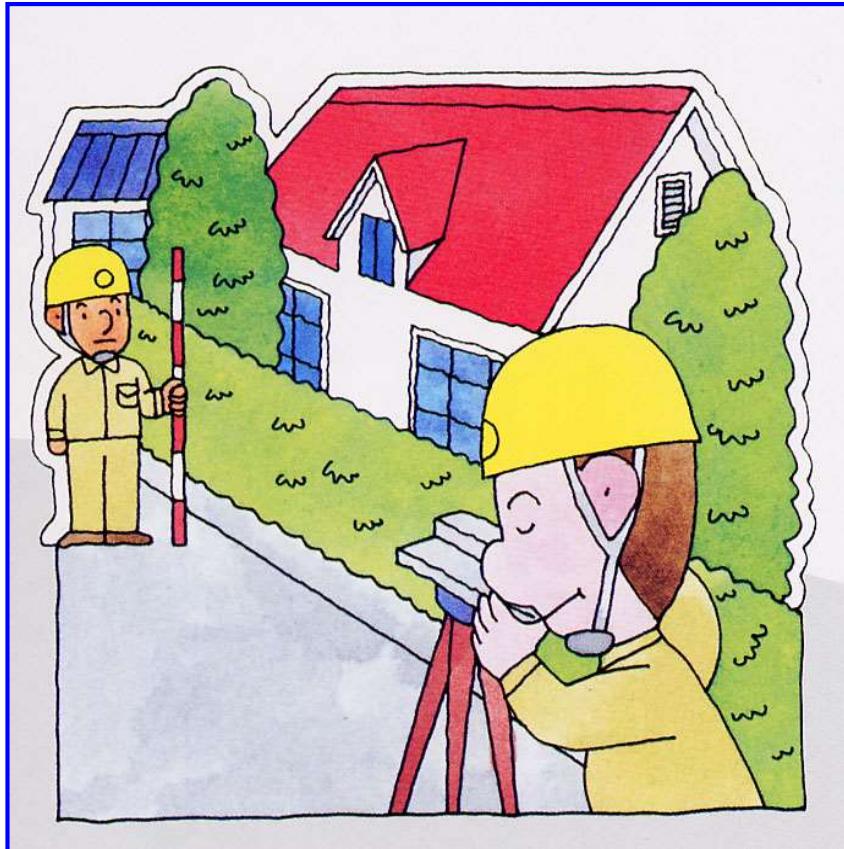
3. 今後の事業の進め方について

今後の事業の進め方



4. 測量について

現況測量とは・・・



- ① 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
 - ② できあがった図面に都市計画道路の計画線を書き入れて、位置を明らかにします。
 - ③ 都市計画線の幅や都市計画道路の中心を現地に標示するために、杭または鉛を設置します。
- ※ 作業に入る前には、「測量作業のお知らせのチラシ」を郵便ポストなどにお配りし、お知らせしてから、測量作業を開始する予定です。

身分証明書、腕章（見本）

第 号

身 分 証 明 書

氏名

昭和 年 月 日 生

勤務先

住所

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件 名

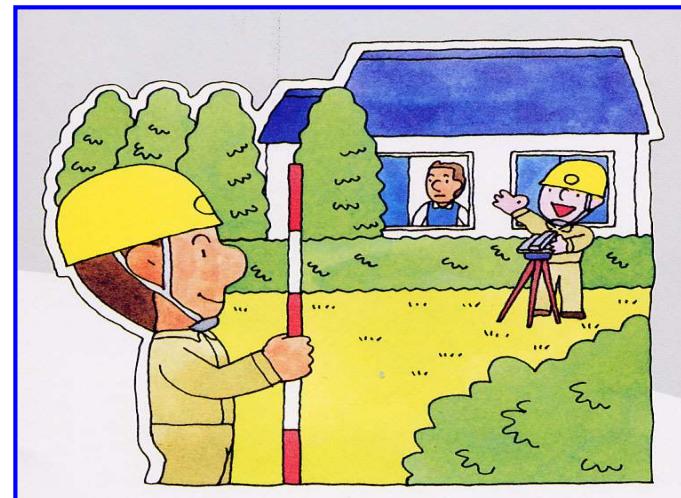
2. 委託場所

3. 委託期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

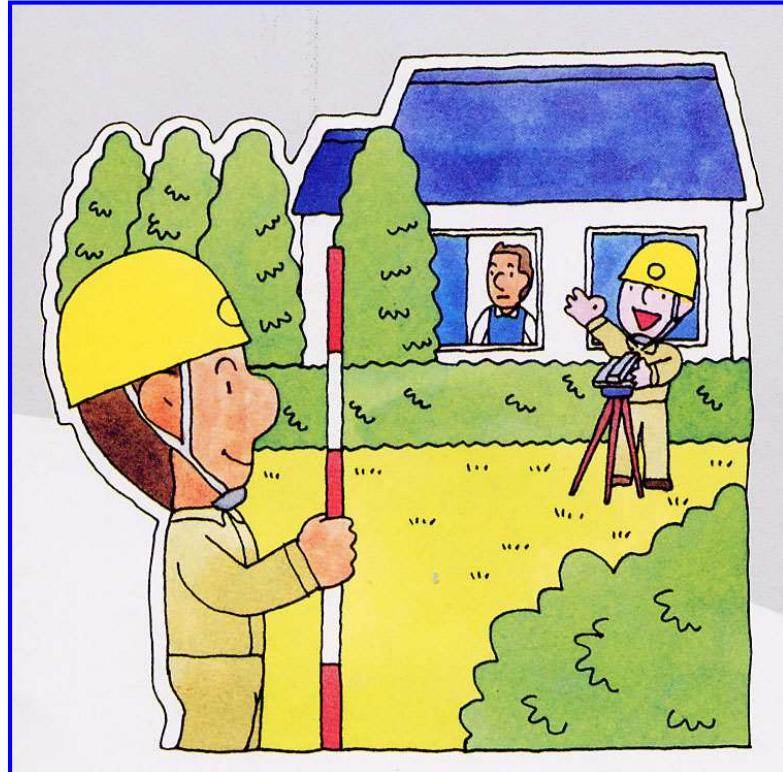
平成 年 月 日

東京都第六建設事務所長

公 印



用地測量とは・・・

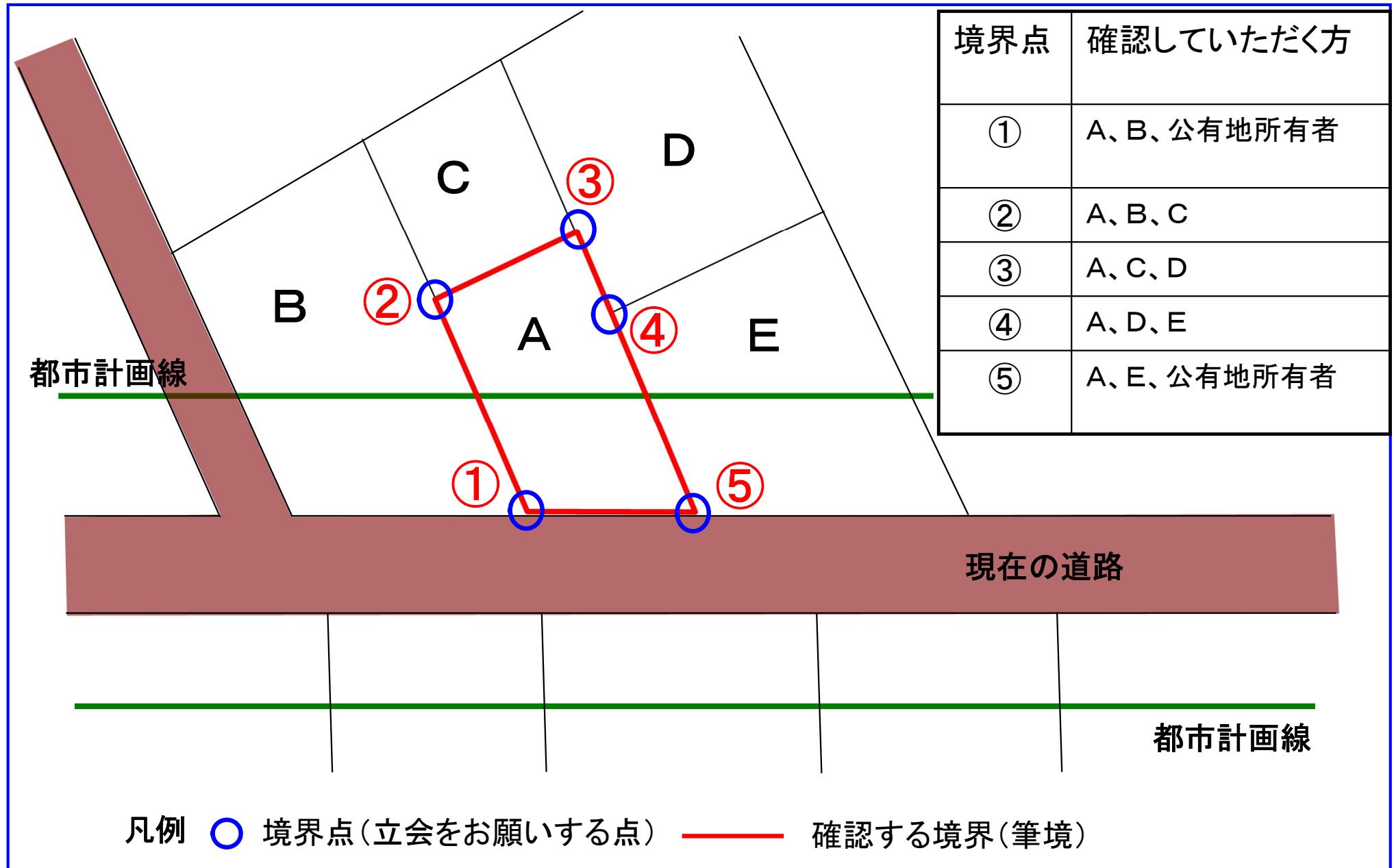


権利関係の資料とは（例）

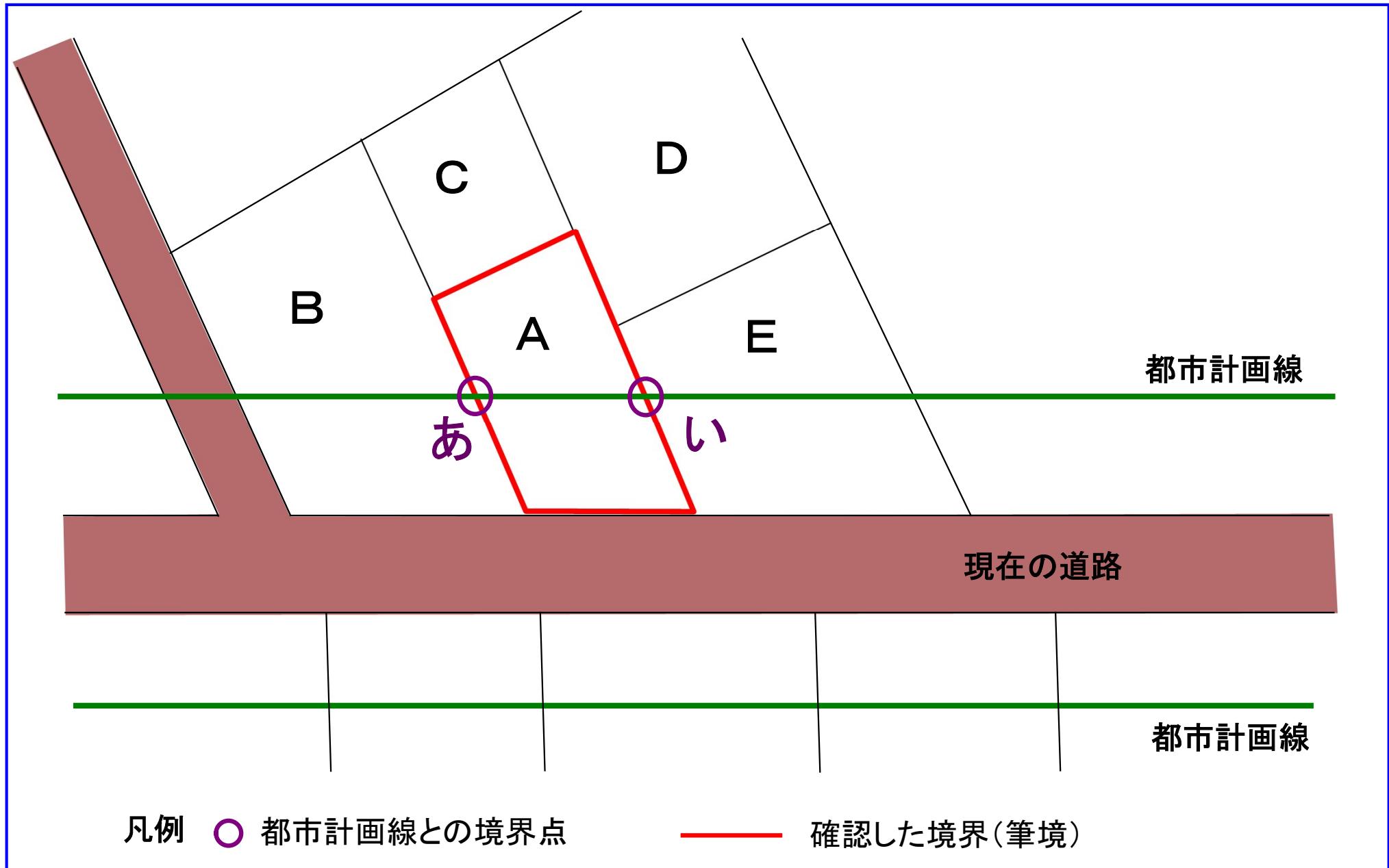
1. 登記所に登記されている地積測量図
 2. 登記されていないが、隣接者が立会い確認の押印をした測量図
 3. 現地の杭や刻み、鉛等
- ※ 隣接者の立会いがない資料は参考資料となります（建築確認資料等）

- ① 都市計画道路に係る土地について、現地において**関係権利者の立会**の上、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
 - ② 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、取得させて頂く土地の面積の算出及び図面を作成します。
- ※ 関係する土地の権利者様に、立会いをお願いするお手紙を立会日の約2週間前に送らせていただきます。
- ※ 立会を行うに当たりましては、その土地の権利関係の資料を調査した上で、予めその土地に立ち入らせていただくこともございます

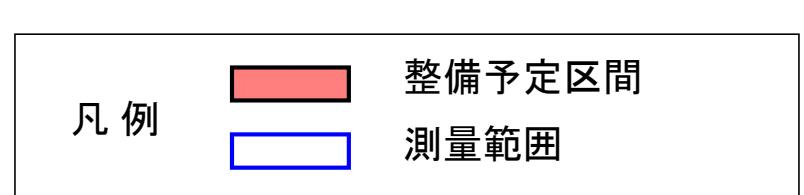
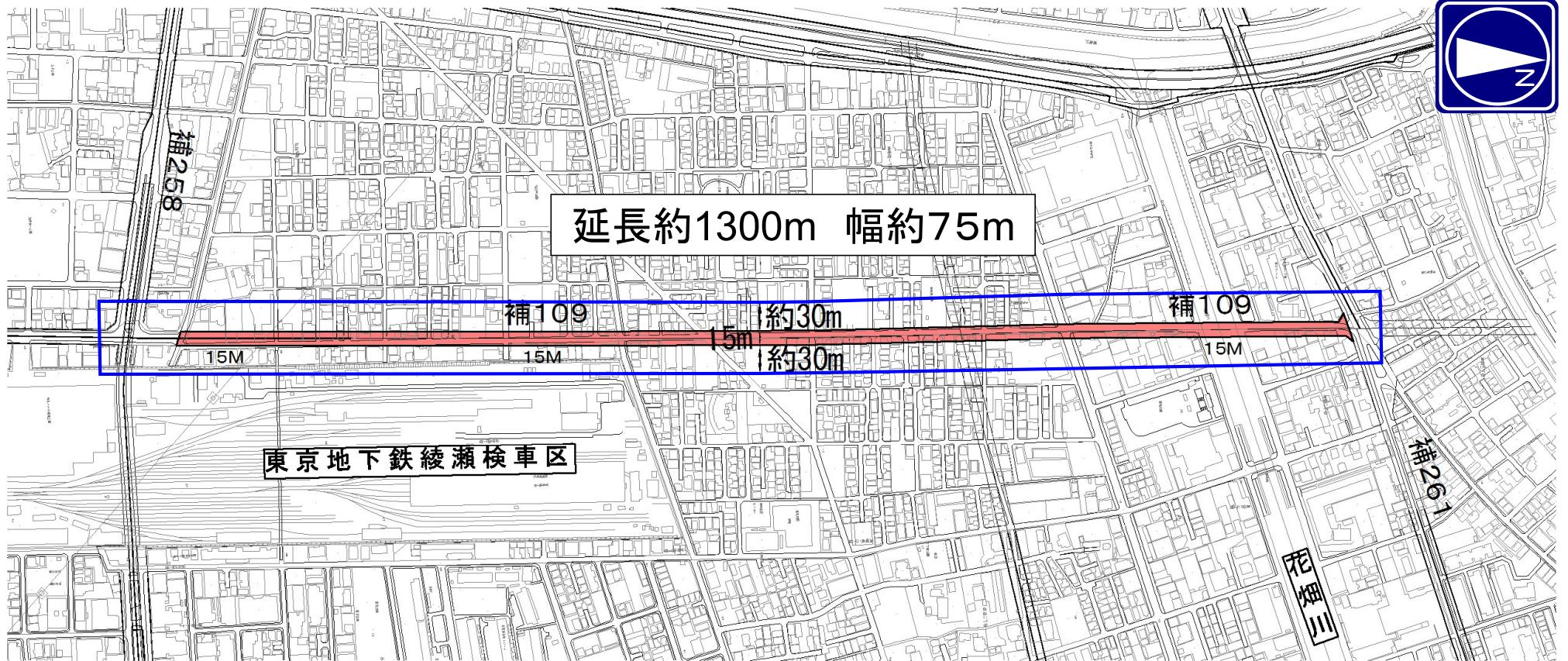
境界立会確認の例



都市計画線の標示



現況測量及び用地測量の範囲



お問い合わせ先

東京都第六建設事務所

道路整備全般

工事課

道路設計総括担当

TEL 03(3882)1414

測量全般

工事課

測量担当

TEL 03(3882)1498

午前9時から午後5時まで
(土曜、日曜、祝日は除きます)

皆さまのご理解・ご協力を
お願いいたします

東京都第六建設事務所